

筑西市省エネ家電製品買換え促進助成金のお知らせ

R7. 4. 1

一定基準を満たす省エネ家電を買換え購入した世帯を対象に、助成金を交付します。

◆対象者の主な条件

- ① 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに筑西市内の店舗から新品の助成対象省エネ家電（下記◆対象家電を参照）を合計10万円（税込）以上購入し、設置した方
※申請は1世帯あたり1回限り（今までにこの助成の交付を受けた方及び世帯は対象外）
※設置工事費、処分料等は対象外
- ② 申請日時点で筑西市に住民登録がある方
- ③ 自ら居住する市内の住宅に対象家電を設置した方
- ④ 既存の家電を省エネ家電に買換えし、かつ、既存の家電を適正な方法で廃棄した方
※廃棄していない場合（下取り等）は対象外
- ⑤ 世帯全員が市税などを滞納していない方

◆対象家電

下記の目標年度で省エネルギー基準達成率100%以上の省エネ家電製品



省エネルギー基準達成率
100%以上（緑色）

※右記のマーク（緑色）が付いていること

目標年度〇〇〇〇年度

← **目標年度に注意！！**

- ・冷蔵庫（2021年度） ・エアコン（2027年度又は2029年度） ・テレビ（2026年度）
- ・LED照明器具（2020年度）※屋内に固定して使用するLED照明器具に限る

◆助成額

対象家電本体の購入費用（税込）の合計額で助成額が変わります。※設置工事費、処分料等は対象外

購入額（税込）	助成額
10万円以上20万円未満	1万円
20万円以上	2万円

◆受付期間

令和7年5月7日（水）から令和8年3月31日（火）まで

※受付期間でも申込みが予算枠に達した時点で受付終了します

◆提出書類

申請書の提出は市役所【環境課】窓口を持参してください。（郵送不可）

原則、申請者は購入した方となります。

- ① 交付申請書兼請求書 ※ホームページまたは環境課窓口にあります。
- ② 領収書等（申請者が市内の店舗で購入したことが証明できるもので日付、支払金額、金額の内訳、購入品名（型番を含む。）、発行者が記載されているもの）の写し
※レシート可（内容を省略することなく、すべての部分が写るようにコピーされたものに限る）
- ③ メーカー発行の保証書の写し（申請者の名前等を明記） ※店舗印不要
※販売店が発行したもの（延長保証等）は不可
- ④ 機器の規格、構造、**省エネ基準達成率100%以上が確認できる書類**（省エネ型製品情報サイト、カタログ等）
- ⑤ 特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し
※LED照明器具を除く
※世帯員以外の名義で発行されたものは無効
- ⑥ 照明器具の設置前後の写真 ※LED照明器具を購入した場合
- ⑦ 振込指定口座の通帳の写し（申請者本人の口座に限る）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

詳しくは、筑西市公式ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】筑西市役所環境課 電話：0296-24-2130